武家名目抄土代

術藝部 六

和書門 類
二七〇九四 號
九 函
三 架
七 冊

内閣文庫
和書 類
二七〇九四 號
七 冊
一五三 函
一六 架

内閣文庫		
番號	和 27094	
冊數	7(7)	
函號	153	280

Kodak Gray Scale
© Kodak, 2007 TM: Kodak
colorchecker
x-rite

国立公文書館
National Archives of Japan

武家名目抄土代

術藝部六

国立公文書館
National Archives of Japan

武家名目抄

術藝部六

狩
山狩
巻狩
夜狩
躵狩
鹿狩

狩競
河狩
焼狩
照狩
夏狩
狐狩

明治十二年騰寫

猿狩　兎狩
追鳥狩　翔鳥
伏鳥　追出物
前起物　目當物
射取物　射翳
弋射　矢開
矢口開　矢口餅
矢祭餅　矢開餅
矢開鳥　鷹狩
小鷹狩　鷹野
鷹犬引　鶉野

武家名目抄

術藝部六

狩

舊事本紀云天皇恨穴穗天皇曾欲以市邉押盤皇子傳國而遥付屬後事乃使人於市邉押盤皇子陽期狡獦勸遊郊野因近江狹〻城山君韓帒言今於近江来田綿蚊屋野猪鹿多有其載角類枯樹末其聚脚如弱木

株呼吸氣息似於朝露願與皇子孟冬作陰
之月寒風肅然之晨將逍遙於郊野聊娯情
以騁射市邉押盤皇子乃隨馳獵
吾妻鏡云建久四年三月九日丙子那須太
郎光助拜領下野國北條内一村是来月於
那須野可御野遊之間為其經營被充行之
云〻十五日壬午近日依可有那須野御狩
所被構藍澤之屋形等以宿次人夫壞渡下
野國云〻五月十六日辛巳冨士野御狩之
間將軍家督若君始令射鹿給愛甲三郎季
隆本目存物逢故實之上折節候近射追分
之間忽有此飲羽云〻
言忠聞書云かせきとハふす鹿かせきとそ云也あ
るひとつ鹿かりなとにて名をよひあへりといふなり
聞書記云かりこと葉にハかせきめす鹿ハやめ鹿
あるひハ事ハ鹿のかせきあいすやめかせきあると云

くえ矢さへ絵乃具おもし目ある筆をあつくし
一際とせいゑみなつくにゝくいなし猶ますも一の矢の御
んの時此ことゝいふへし第一のめつくとなり

元寛日記云寛永十一年甲戌十月将軍板
橋ニ御狩アリ數千人ノ勢子林ヲ巻手ニ
ニ竹ヲ以テ如狩廻ル其中ノ狸兎ノ類数
ヲ不知御旗本之諸番頭纒ヲ立一組〻
備ヲ段〻猪鹿ヲ押詰テ将軍家ノ御前ニ
備フ其衣裳皆締綾羅錦綉花麗目ヲ驚ス
松平伊豆守信綱阿部豊後守忠秋等御預
ノ唐犬ヲ於掛猪是ヲ留シメ其勝負逸
物犬ノ手際不可傳云猪鹿共御前ヲ指テ
走リ行将軍家御駕ニ右サレ御長刀ヲ以
テ切セラル爰御早業見奉ル者皆舌鳴ス
御近習ノ輩或ハ弓或ハ鎗太刀以テ鹿ヲ
留希代ノ見物也

又云かまをとるはうハかひとかるといふてハ馬上の
事之うハよ云之ある時弓を纔りよませかしも
ちかのやうに矢を放しをきありそれをも云
らふてといふ之文字の路の通りなりけり紀ある
指を射るとてもおもてといふなり射術之
志みあちたる極なり云かてもらく射ても
つかみて射るくなるし指術よハかくなりける
ちをも射之をぬなり以ちも云をくの指をハ射ぬな

りと残まとしをハつ走の指残射まて残
りの廉必たの来事は手之さうによりておつより
いまさつひきとハつ書に通りの廉の下之於法まて
ハ二書目より通りをいふ之古くをもよめるとハ
ふめりといふ之いふそおるしハいふ毎しなる之大不廉
と云之志気ハ文志もしといふ方しきる之ものと答よりお
としてなしといふなり
又云かりもとをもの事大事まての答よりさいつき

ぼうしやうを何しと射させさせこそ巻物として一
云きの為絵をとして御つまるよりいひくなしく
洞よ流るふ毎し御和よもある洞つるふ毎し
なえされハかりの乃しなし物像よ中出来之
かうき能く有為和之名く続よう出てしいふ事
あり是ハ先立後人をいふなり流るなハ馬よ
来くおもしろけてなしいふ事さるあいふ事とハ
駒足を云なり里形川る相といふハ谷をいふなり

にありしる事ありはしきて立て行しも事なくとも
いかなき谷より山之立てりあるる相見事之けいく
されくと云ハ向き文字しる跡を射るをいふな
りあるりもせよ又まつ連山をせよいふなり嶺
おきる相といふハ山をも出るをつかる相なり山
よそふ相とハ山乃縁よ横さ毎に立る相をいふ
なり尾をおきる相とハ山の尾をおきる相のことを
いふなり前かゝりてくる相とハ山より谷之

きりある鳥をいふなり巻纓とハいまく巻
おいかけとハ山の形なりに其の中に海しる
てあるをいふなり海さめ纓康を形より海
きれをしてなしといふなり細纓より本山
へ海る形をいはひそとて線をおつまより
射るなしといふ之たてつまてるをいふ有形
まちるをいふへし同事なり五又かしらといかしら
纓附いふなり十既の附不及中々二かしら三

かしらの附ハ云まましきなりちつをハ纓かしらと
いふなり此ハ康乃かしらと申之文云将殉
の孫主普主かふら募をも給たる例ありまつく
太刀かきをもあひあひてもあまも無る條をき
定らん給ひやうを不定之事

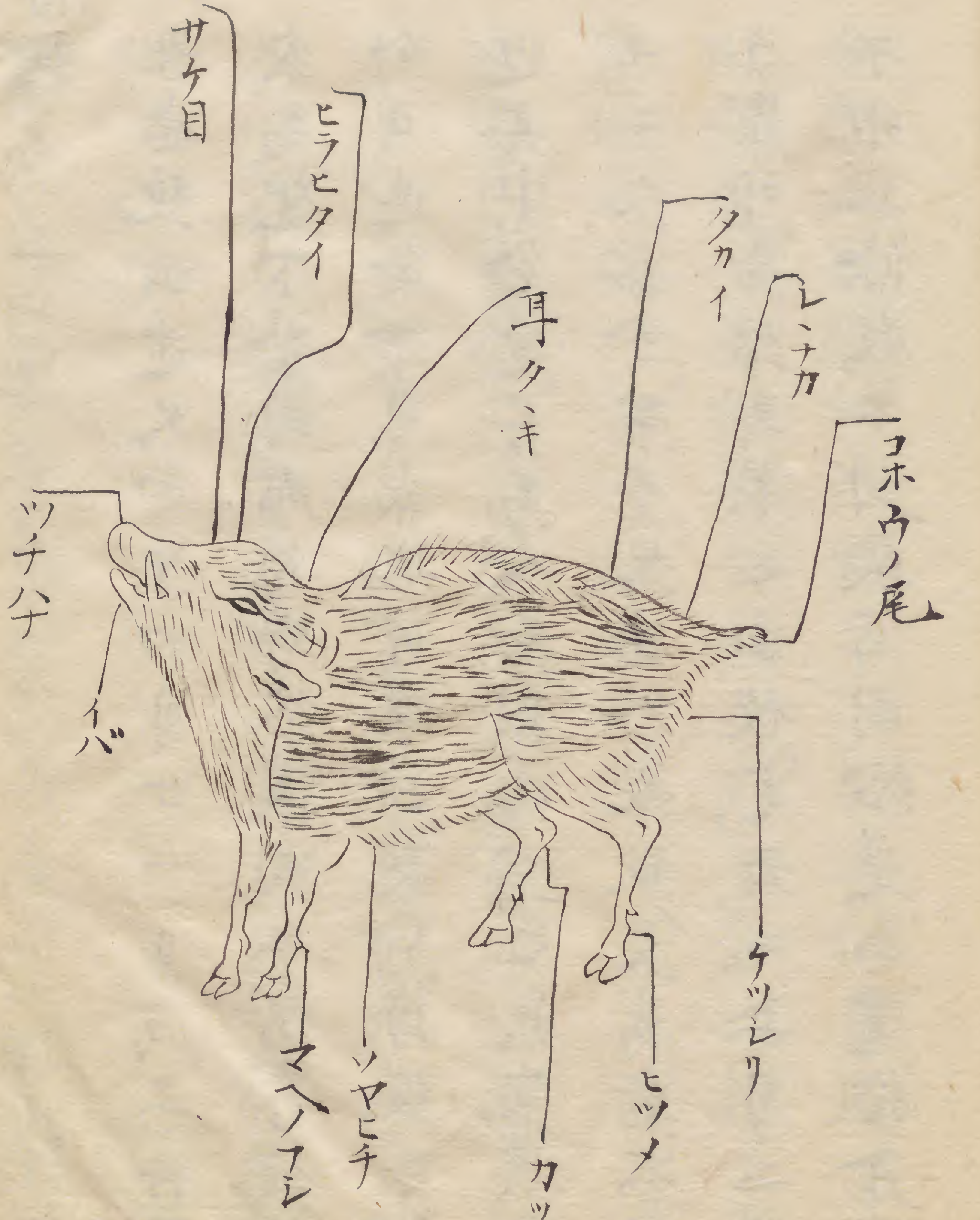
サケ目
ヒラヒタイ
耳タヽキ
タカイ
ヽヽナカ
コホウノ尾
ツナハナ
イバ
マヘノフシ
ソヤヒチ
カツラカケ
ヒツメ
ケツレリ

ツノモト
天草カリ
雨サスツチ
平額
一ノ草カリ
二ノ草カリ
青目
風呂
耳タヽキ
カツテクビ
カタサキ
ソレウケ
ヲウノ骨
ツラ尾
草キリ
フヱ
草ヲレ
マツノフシ
ハツメ
フトナカ
夜目
後ノフシ
カツラカケ

狩競

吾妻鏡云建久四年四月廿一日戊子将軍家為覽下野國那須野信濃國三原等狩倉今日進發給自去比所被召聚馴狩獵之輩也其中令達弓馬又無御隔心之族被撰二十二人各令帯弓矢其外縱雖及萬騎不帯弓箭可為踏馬衆之由被定云云五月二日丁卯北條殿下向駿河國給是為覽狩倉可令越彼國給御旅館已下作事伊豆駿河両州御家人等狩埜介相共可令沙汰給之由含御旨先以首途給云云

高忠聞書云かりくらとは小鷹かりに限りたることはにてさふらふかりのかりを鹿かりくらなといふなりかりくらとは狩の惣名也

聚楽物語云若君達御慰めの為に八瀬小原の

奥にて猪ふしゝを初めて御盃を下されしは年々屋に
と被仰して手迄に候る
大友興廃記に曹司の鷹狩条云天文十六年
十月上旬のころ五郎御曹司義鎮公御鷹狩
まかりしとの御従下る迄相方大鷹十二居小鷹
十二居御付ましし御供八御色も迄に慕て札なかり
まて府内の国分迄之六まで北川よりの御機
嫌色よろし雑鍾御出まで迄廣色々之品を二一年に巳

きらに手迄に御機嫌之人なりまして人とも御心よくまして大鷹
小居八御手に出り残る六居八御色毛之御付らる

山狩

大友興廃記云尾擇内さやくし志賀鑑
郎新次の内ときて十六人申して本に御答ても八中略
遊山北ときんやまかり川狩の法んとくまそこきと
う川行く残れ松の人まなくは子山川の様子相似安
り

八ノ三十六ノ

河狩

蜷川親俊記云天文十一年六月六日乙酉晴、殿ハ瀬之河狩御出也

當代記云慶長十五年七月朔日大御所為川狩瀬名ノ谷へ出給六日将軍従江戸武蔵府中為川狩出給

江城年録云寛永四年丁卯六月廿日浅草川へ御成御川狩安宅丸ニ而数多川を遊せ給ふ

巻狩

吾妻鏡云建久四年五月廿七日甲午未明催立勢子等終日有御狩射手等面々顕藝莫不風毛雨血爰無双大鹿一頭走来于御駕前工藤庄司景光着作與美水干駕鹿毛馬兼有御馬左方此鹿者景光分也可射取之由申請之被仰可然之旨本自究竟之射手也人皆扣駕見之景光聊相関而通懸于弓手発射一矢

不令中鹿拔一段許之前景光神懸打鞭二三矢又以同前鹿入本山畢景光弃弓安駕云景光十一歳以来以狩朧為業而已七旬餘莫未護弓手物而今心神惘然太迷惑是則為山神駕之條無疑欲運命縮畢後日諸人可思合云々各又成奇異思之處晩鐘之程景光發病云々仰云此事尤恠異也止狩可有還御欲云々宿老等申不可然之由仍自明日可有巻狩云々

焼狩

二十五

源平盛衰記重衡関東下向條云廿三日ニハ伊豆ノ國府ニソ着給フ兵衛佐殿折節伊豆ノ奥野ノ焼狩トテ狩庭ニオハシケリ此由カクト申タリケレハ北條ヘ入レ奉レト也翌ノ日ハ北條ヘ具シ奉ル

八ノ廿ノ

吾妻鏡云文治四年六月十九日癸未二季

彼岸放生會之間於東國可被禁断殺生其
上如焼狩毒流之類向後可停止之由被定
訖可被宣下諸国之旨可被経奏聞云ニ

夜狩

籾井日記籾井矢織明退條云カヽル処ニ
籾井兵庫介教親ハ迎ノ陣ヲ作リ取々ニ
伏隠ヲ當テ待ウケテ候ニ夜狩ノ釣鹿ヲ
引タル如クニ次第ニ氏好教業ハ陣ヲ立

カヘ

照狩

和名類聚抄云照射附蹤血 續捜神記云聶支
少時家貧常照射見一白鹿射中之明晨尋
蹤血矣 今按俗云照射止毛之蹤血波加利

金葉集神祇伯顕仲康たゝぬまに山の裾に照射
志るし篝夜をひとすかくよを明しつらん

和哥題林抄云照射と云はさ月やみに比さに

をこのほしと云てかくまれやうかうありのを
多くと腰にさしてそれに松をたてゝ又まつに
火をともして馬に乗りなけさ野山の中
を静かに行は鹿の火影まかりをめつらし
く思ひ鹿くるありともしてやりとそるを
矢をはけつけいるなり云々

躵狩

大友真鳥記岩屋守氏老猿を害する事云其後
玉野宮の院岩屋の地主岩屋孫三郎守氏
といふ者若年狩猟を業とするあるとき躵射(ねらい)に
たゝ一人行て鹿乃目を一の筈に岩窟の人を打
ひ由なし時猟まはりし岩尾よりおつるを逢
とるいまは田の半腹の壇石にかゝる

夏狩

吾妻鏡云建久四年五月八日癸酉将軍家
為覧冨士野藍澤夏狩令赴駿河國給

鹿狩
狐狩
源平盛衰記實盛上京條云馬ハ牧ノ内ヨリ心ニ任テ選ヒ取リ立飼タレハ早走リ曲進退ノ逸物テ一人シテ五疋ヒカセタリ彼馬ニ乗リ夏セテ朝夕鹿狩狐狩シテ山林ヲ家ト思テ馳習タルハ乗トハ知レトモ落ル事ナシ

吾妻鏡文治三年四月廿三日下云周防國在廳官人等言上二箇條爲得善末武地頭筑前太郎重家令横行都乃一郡打開官庫押取所納米狩獵爲宗驅寄公民堀城郭任自由押妨勸農中略農業之最中驅集人民而令堀營城郭以鹿狩鷹狩爲業更不恐院宣云々

甲陽軍鑑云則役云家殺習に右より康務役制て

法度にそむき候者出来候ハヽ大将より其在
奉行に仰付られ候

岡本記云鹿狩りに一の矢二の矢三の矢と申
事候んあるへし其外弓の法色々の法多く
くさ／＼口伝に書たる記録に弓法気を付へくな
りこれ大法なる事於口伝に書之有あり

播州佐用軍記十二月十四日合戦條云宇
喜多早瀬カ敵ヲ追立テ中略正継カ歩行ノ
兵ニ走着敵ノ可然者ト見エルヲハ撰祈
レテ追テ行去レハ城兵ハ常ニ鹿狩狐狼
ヲ狩ルニ馬ヲ以テセリ此故ニ今山上ニ
テ敵ヲ追立云々

義残後覚下瀬九大夫口論打果条云常禎
鷹野ニ出テ終日猟リ暮レ給フ其アケク
ニ鹿狩アルヘシトテ侍衆三百余人郷人
原ヲ列卒ニ追立テ早朝ヨリ狩廻ル

八廿八

當代記云慶長十五年閏二月十日将軍為
鹿狩今日駿府御立三河國田原ヘ被趣今
夜田中城止宿也
駿府記云慶長十七年壬子二月三日於遠
江国堺川二川山有御鹿狩凢列率五六千
人以弓銃駈驅之又唐犬六七十疋縱横追
之大御所相具鉄炮之上手數十輩令撃之
給猪二三十獲之給時大雨降来故令止御
狩給
又云慶長廿年乙卯霜月十六日大御所下
總國千葉着御将軍家舟橋渡御土井大炊
助所領下總佐倉御鹿狩可有之旨也
江城年録云寛永五年戊辰二月大樹河越
御二十日御帰還因兼鷹御遊覧且至桜花之
覧云々
又云寛永十二年四月十九日午剋船出御鷹野船還御

右部并鹿狩如此云々

猿狩

兎狩

江城年録云寛永三年丙寅二月十八日将軍家
御鷹野御鷹百五十羽にて捕殺并兎狩有之御機
嫌能御なりふしの御鷹野大御所様被成候之

元寛日記云寛永八年辛未十一月五日駿
河大納言忠長卿駿州浅間山ニ於テ猿狩
有ヘキノ由兼日觸ラル家臣等諫テ曰彼
山ハ殺生禁断ノ所ナリ御遠慮アツテ然
ルヘキ由ヲ申ス忠長卿是吾領地奚ソ咎
メアルヘキヤトテ承引ナシ既ニ當月彼
山ニ入御猿狩アリ

追鳥狩

吾妻鏡云建久四年三月廿五日壬辰於武
蔵國入間野ニ有追鳥狩藤澤二郎清親施ニ百

發百中之揚獲雉五獲鶴廿五之名ニ
當我朝御代にあまた海内の濟ニより北条家あきてまてはいふ
まれくめくりておひとりかりそありけるに人々
せこの御先ふうちまはしかりかりつゑふりくて
ふしおとらぬとりをとめてしと云々
安土日記云北条氏政武蔵野ニ而追鳥狩
仕候云々
義光御記云義光公十六歳の御時又義宗公御

同道にて言輪と申所之満信成敗の御濟帯留し
内藏精追鳥狩ナド色々御遊興有り

翔鳥

平治物語に曰くるる乃条云きんくりん後藤兵衛之さ
祢ともなとめしてあれハいかなることを仰ハいまと
りてうゐめれあふるとはいさせられんうえやゐ
りんとやきれハまんくいんとてくよりつゝさきもん八条
まゝあつとの仰へハとるでともかへしんすゝ下

つけのくふれちう人なすの太郎すけたか子
与市むねたかをめしてあふきのまとをいよとおほせて
仰せうけたまはりしの給くハかけちや人々をあ
しふてこよ二てをうるかれいあとしゆと申されハさ
らいよくとてめされけ利

源平盛衰記云サラハ十郎トテ被召タリ
判官アノ扇仕ト仰ス御定ノ上ハ子細ヲ
申スニヲヨハ子トモ一谷ノ巖石ヲ落シ

十六ノ廿八ウ

ヽ時馬弱シテ弓手ノ臂ヲ汝ニツカセテ
侍シカ灸治モイマタイエス小振シテ定
ノ矢仕ストモ不存弟ニテ候与一冠者ハ
小兵ニテ侍レトモ懸鳥的ナトハ殆心ニ
ハ希ナリ定ノ矢仕リスヘシト存ス可被
仰下ト弟ニ譲テヒカヘタリ
太平記本間孫四郎遠矢條云新田足利相
挑テ未戦処ニ本間孫四郎重氏黄尾毛ナ

射入らるゝとも又と云ふ事ていひけるに所射とも射
手のまへかの季もちあるといふも様をも見てはゞかるべき
き神をも歩みてかみのにはるも見ずまくにてあるも
所射なり船中にてはいふ時ハ弓ハ礼とも船にて
ふえらく弓引かくしてぞ手の方ハひさと様とく
船まゝにあり押あてゝ弓を引くし又馬上にては
もかきいさてとて射之射様にかける儀なくあるべし
水へのところにて弓を云ふまでく出家ともろ様ハくる

ル馬ノ太ク逞キニ紅下濃着テ只一騎和
田ノ御崎ノ波打際ニ馬打寄セテ中略遥ニ
高飛挙リタル鵃浪ノ上ニ落サカリテ二
尺計ナル魚ヲ主人ノヒレヲ䐗テ澳ノ方
ヘ飛行ケル處ヲ本間小松原ノ中ヨリ馬
ヲ懸出シ追様ニ成テカケ鳥ニソ射タリ
ケル
言忠少書云ふ多様以家弓引よあるゝとまくまく

とゝり故実之
弓伝記云うけ鳥をやうける鳥を立ふてまい
ては又あるのかくかうをいらぬまゝに鳥を鳥を放さく
みてしたゝしあとよりひとつんなれをみそ
いへしらぬ飛てくあまたを矢主をあらきを立之いつ
まゐるたと十ちらふをなりに侍る

伏鳥
言尽吟書云中を鳥うけ鳥を残いる時をらふして習

まくるく射へきなりなり段なりうやれん志ありよ
ていきゝをまんしの儀なりくるしからきさ
様ニ指記云弥鳥射るに第の文字ハきりよみ以
矢を雑子をもハうつ不のゝあり(り)まくまでもそや
まてと射へしうりらあらハ旦目ら忘しきまて
射無し
鳩を鳥射ゆうの変をもしあらぬくぬるく
をしてゐをきりよかんでまかりみせて可射な

りうつりあるハらくぬきくハすましき也多銭ニ
足す時ハ矢銭つかみて迎也かしらりめくり二本
かしらかせたる時ハ春夏秋冬めんとりより射
へし秋冬ハおもんとより銭て射る之節
とらもやたちあへハ先ツ二ツまてハ立かしを
射へきや此多矢ところの度ましを射さけ又ハ
尾を射さくへし二ツまでそや親王あんとせは
そまてハ不及なり

伊勢貞助雑記云庭之ハ三鏑あると辞退されて候
無之時ハかけ候ハ小さき懸物進之進上候其
とあに出来られ候て御祝之目又ハ梅世多又ハ中
多あし銭射さく南座に御祝之目射ハかけたく懸物
まゐらせ候時ハつかさ懸さ進上候私宅より進上候
つ懸物を立へて進上申候又ハせらり八朔之
鐘式二ツまきすへたる絹あり何多まても無し
射るとかせ候とハ中まじき事之由候う多候

同じからくりにて矢取は公持とて在置し能くて
分別事之

追出物

吾妻鏡云仁治二年十一月廿九日壬子未
尅若宮大路下々馬橋邊騒動是三浦一族
與小山之輩有喧嘩両方縁者馳集成群之
故也略中事起為若狭前司泰村能登守光村
四郎式部大夫家村以下兄弟親類於下々
馬橋西頬好色家有酒宴乱舞會結城大蔵
權少輔朝廣小山五郎左衛門尉長村長沼
左衛門尉時宗以下一門於東頬又催遠笠
懸向由此浦之処先於門前射追出犬其箭
誤而入于三浦會所簾中朝村令下雑色男乞
此箭家村不可出與之旨張依之及過言云
々

今川大双紙云犬追物ならし小牛又ハ犬なとを引

同しくてすきにつけまはして射る事あり是様を
おんなしあひを射るやうに作るへし

前起物

言ろ聞書云前おこれハあひを射ても矢をはなつへし
て馬足を出さし矢をつかふへきをすくにまた太追
あはれ射乃まとくたへくひをつくる割そおもふ
かくまうものハあまりに射あてゝあひ射論まる
事ありハまゝや只矢をすてゝしらる射手をやくゝ法

きはめにたらくあるへし馬をいくたひも[illegible]
ありかゝし後射豆よりうち海ちもあうハ太
追掛ちかく弓手をと射るへくは馬手之打弓手後射
らくハ弓手之馬を出さへしすなハち弓手馬手まれ
まていつくしハ何も弓張ありてもやくらしまうれ
又云前をはの物と云事たゝあさうちさき記川孫左
衛門尉とも云之矢前ハ定まらぬを作法あるへし心
得之

榛的記云矢起の的といふ事人をえらんて猶さらに
まていぬるとの世にはまた足にも的たゝくるも
り猪鹿狸狐等なり猿ハ大きさといふよりて矢
かるの的乃うちよいかすとも之
又云矢起の的射やう此事弓ハさくらよく矢ハ
かふらかりまたとまたも射へし矢ハむかしより
ハ射ヘきましにや世二乃矢我やうにハ為之か
りの射ハきくぬかすさて外ハたくぬきても射る

一 目當物
今川大双紙云暦京にて的を射るとき目当の
的を射るとしかくへし
小笠原の道宗貞記云目あて此的とやらん事
たとへちから絶むらふく此いつまでなりとも
矢を射てしもかのふ矢にて是我目あてと云之
言ひ申書云もんなと我いるといふ事不謂之

いふこ物をも草廉を仕事たりとも以て有之
ともいふと云傳之し聖なる也事あり八月あて
此ありつくる事有之いふへしされハ犬をいつくる中
せハ布をハ笠かけといふ之ハ笠をかけて射らるゝしハいつく
之的をも射し中せる的矢にて射らるゝしたるを
同事之

射取物

小笠原の道宗貞記云射る物とも何にても

射る物の事之
弓張記云射きりのあと云ふハ鳥兎狐狸なり

射翳

和名類聚抄云射翳文選射雉賦注云翳於計反隠也障也師説末布之所以隠射者也
翳ハ物陰河原にうつまへし乘云されはこの如く
りあしをかくしてこれを翳之しとて道をつ
へくたさるるをちく此の口あさハ山林にいたと

やはらかのさのひにあつせ川なとを尋ねて椎
の木三本こそにあり一つのまふしをはたらんの
小屋の二つのまふしをはやまくの三所てくまし
なれハあまさしとのをとてとつたまれり

弋射

和名類聚抄云弋射唐韻云弋與職反射也四聲字苑云繒音曽弋射矢也繳之若反繒繳所以加飛鳥也

矢開 矢口モ云

右後天草紙云於軍家にハ御矢口開の事第一
の秘事之故御所の御射ハ七夕の暮始まり仕
まいらす大御所並御隠殿御射ハ此まてなかりけり
しなり故御所の御矢口開の射ハ直にてなし
なり

貞丈云書云矢開にハをきてなれて鶉鷹此二
つ之鉾人ことなれ之此謂尋中処着より矢開

りこちひろとこしや車と之給ハ石奈細工作る
達佗矢關に用る物の事あり一麻二雀也ちる
をもて身をとゝ専ミてまへ拵よすゆへやうにあて
をと出申す之
国本記云矢至る所に號をはす海しける之射
る多純因子てハあまたとも矢宛ふハすましとも之
一勝の口傳也
弓張記云矢至ゝとふ世女色の事號そくひ

すうれ之あしとこもましらる之麻をもあるへ代
あまり用ゐまる之
甲陽軍鑑云矢ひしきふあるこぶ物成り揃座
多まて作り承の物をとたる物之をもとるまて依る
ねもて背よろ彼遣の時矢そる之と申物を
してゆふなり

矢口餅 矢祭餅又矢開餅とも云

矢祭餅

吾妻鏡云建久四年九月十一日甲戌江間殿息男童形此間在江間昨日参着去十七日卯剋於伊豆国射獲小鹿一頭則令相具之今日参入厳閣備祭餅被申子細之間将軍家（頼朝）出御于西侍之上上総介伊豆守以下数輩列候先供十字将軍家召小山左衛門尉朝政蹲居御前三度食之初口発叫聲第二三度不然次召三浦十郎左衛門尉義連賜二口三度食之発聲三口事頗有忌食傾之氣小時召諏方祝盛澄殊遅参然而賜三口三度食之不発聲凡含十字之體及三口之禮各所傳用皆有差別珎重之由蒙御感仰其後勧盃數献云々

矢開餅

矢開記云矢開之事

射手座

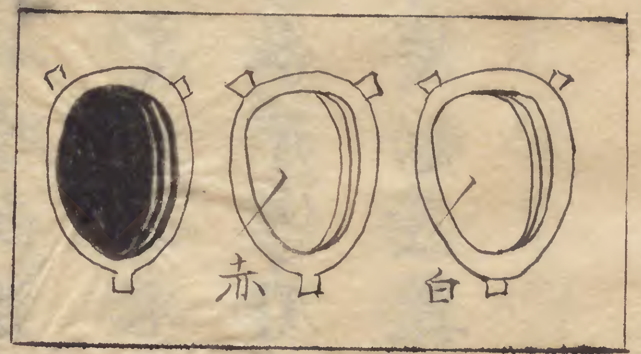

喰人乃座

又白絵りを加ふへし
応之

めきしる右の方へ
白と赤と綫打
ともに五ツ
応之

鞢の寸長サ一尺二寸亦一尺よ壱寸五分之鞢をは
よせ矢さいくをして喰餅を立之しかとし
白ゝ喰ともる之大臺乗くにまゆるに折ハ鞢のぬ
く末廣にかくへし足三ツてあるへし

射手座

右方ハ白方なるべし

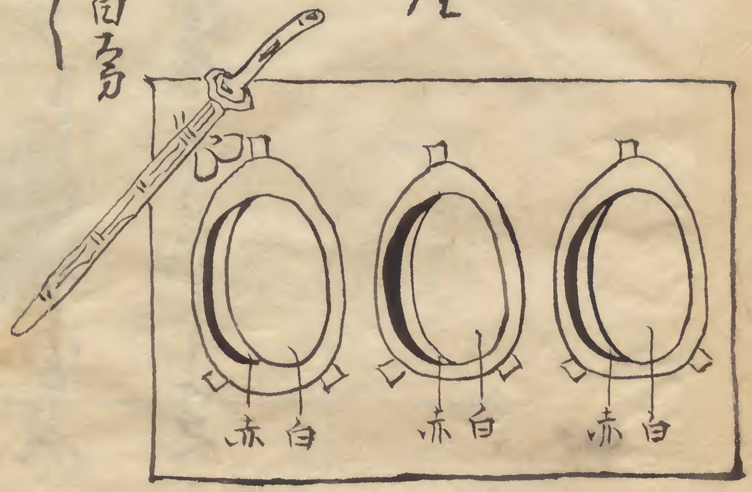

是ハ鏑を食ぞ出る所をあらハす之
此式鏑をもち向ふうち之し
座にて入座之
喰人ノ座
此絵ハ書入て追法ニ鏑を喰人
ニ右方を示ス役人持給ひ折の右の方北
帰りしすへきもの也ニ向居り是ハ左右
の手に持つてたへ給ふへし

矢開の鏑喰射手射手座へ向て安座して扨

射座し則鏑喰役人射手ニ向て是も安座し
てのへし同鏑喰射手射手ニかしこまりて取る
向ふ座し射手南向ニ而射手鏑喰役人ハ北
ニ向ふなり左右の射手素袍の下もと着ル
へきなり鏑喰役人も是ハ布しつけたる者也
此式鏑喰役人ハ座敷ニ安座して射鏑の
豊持ちしたる役人同鏑持て出之し是も
是も布衣ニもしつらへ座して其の口ハ武家の子又

ハ久盤肉者に中付奉し　餅喰時乃様ハ餅喰
役人立ちと安座致して白餅と赤餅とをハ右の
脇におきて黒餅ハ左北脇に重ねて餅の台
北壱寸に白餅を一枚ならべおきて次に赤き餅
を重ね次に黒き餅をうちき餅重奉し　又台北右
の方に白餅赤餅黒餅をうちかさねおく奉し
又左の方に白餅赤餅黒餅を重ねて重之し　手長
役人右の立て线立左の膝を組て台の真中を

る餅を三なから左右の手にかゝへ指あけ餅の台
ろうきはらくと右の手はらく真中を押ひらき兄矢すへた
へをして口にあてし又餅の左のうしろ线右の手に
てもちしさらめ矢すへ之をして口にあて又右
のかしとをもちしひらき兄矢すへ之をして口にあて
手長餅をうちち之してもちち向にあるやうに
餅の台におく奉し　又右の方北餅を前の
よく喰之し　さいまちまゝ白に台の上に重

一 又太刀のことく緒なとも前のやうに啥色
し足もはつし白に基縫うへりを色し糸
之人の事を高なくまたさくまたとく之里の式
丸の緒六なに啥色し 六寸構満矢苑の時
緒喰結人も緒の基持結人とも白云くまれまた
さくひしをさて君紀すっこ之おなし 小被とも白
くあつくたし刀ハさや巻まうへし 同足まとも白足
袋なとまく同く支布し 第をまへし緒の

啥緒ありしけなり
又云緒紀基の手足ハ二足たるへし 長の高サ
二尺四寸四分まつり 廣さハ一尺四寸まつりあ川さ
六分まつり 足紀高さ二寸あまりあるへし

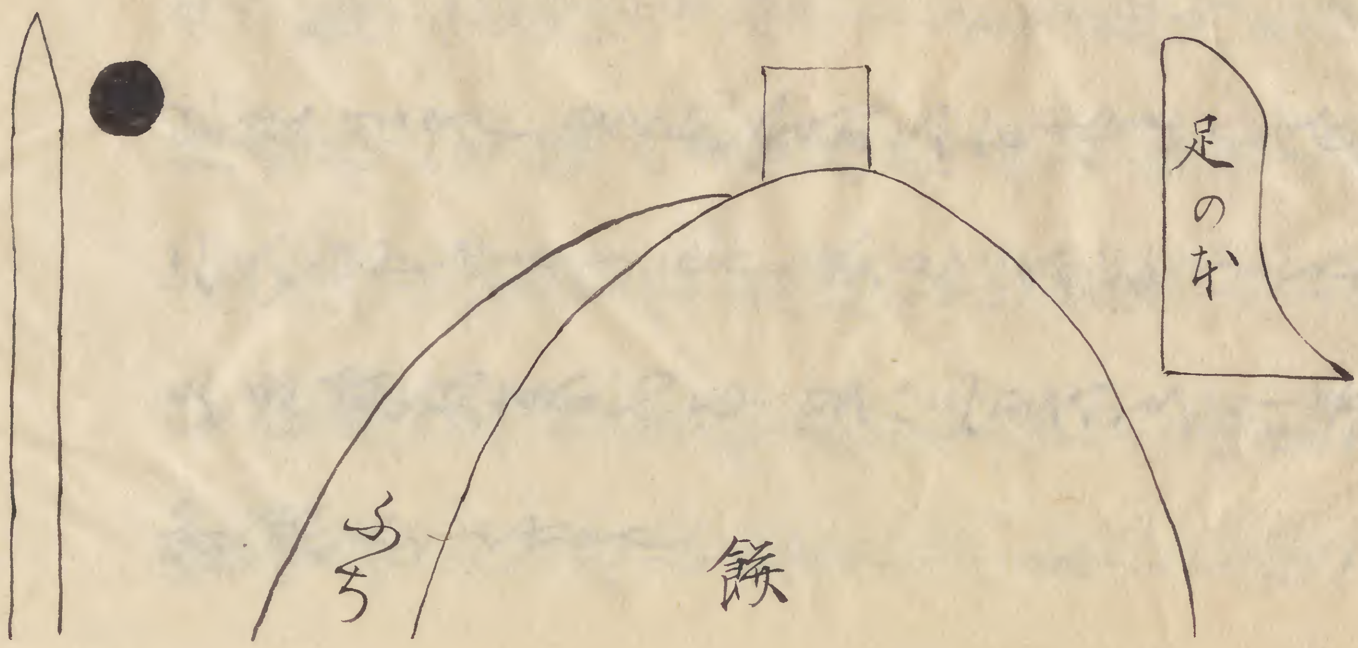

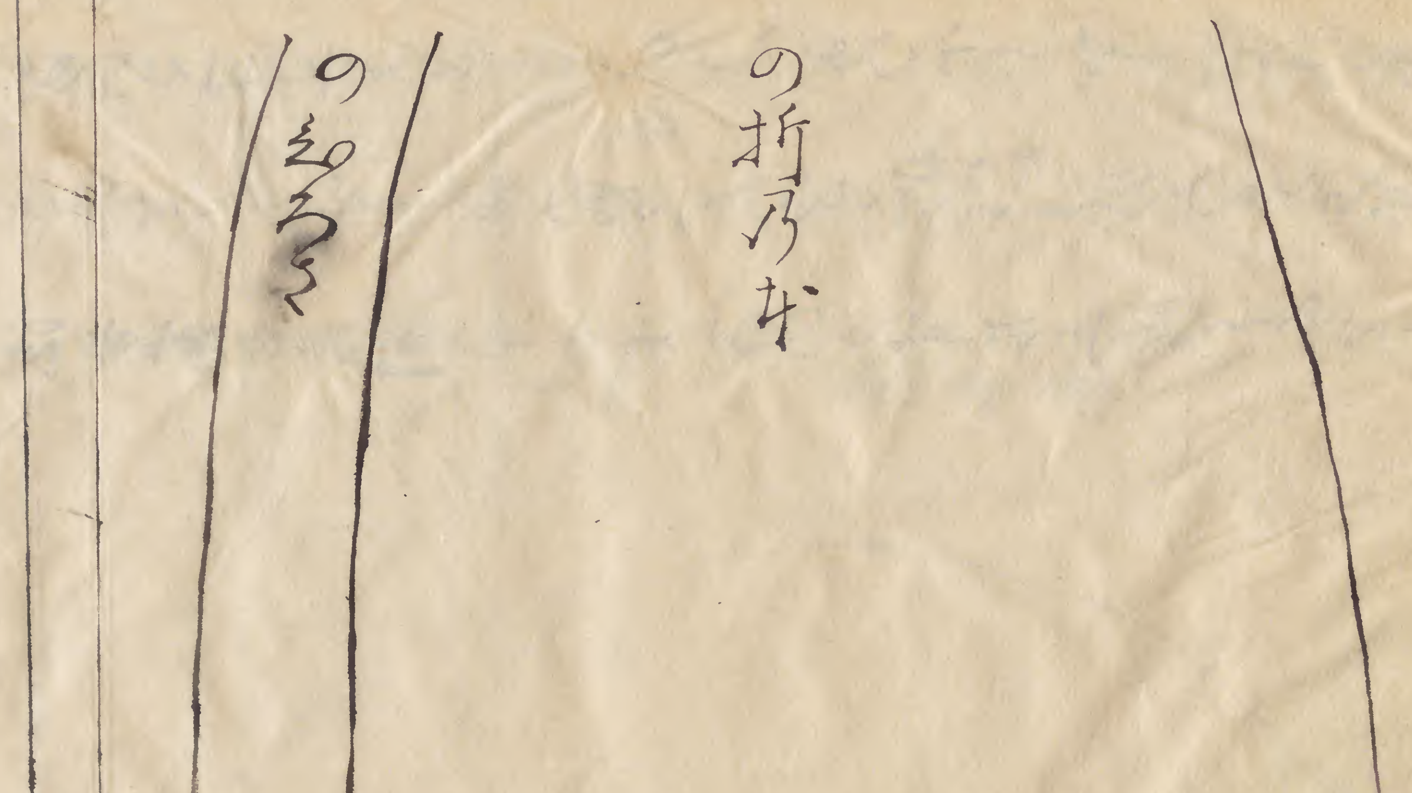

国立公文書館
National Archives of Japan

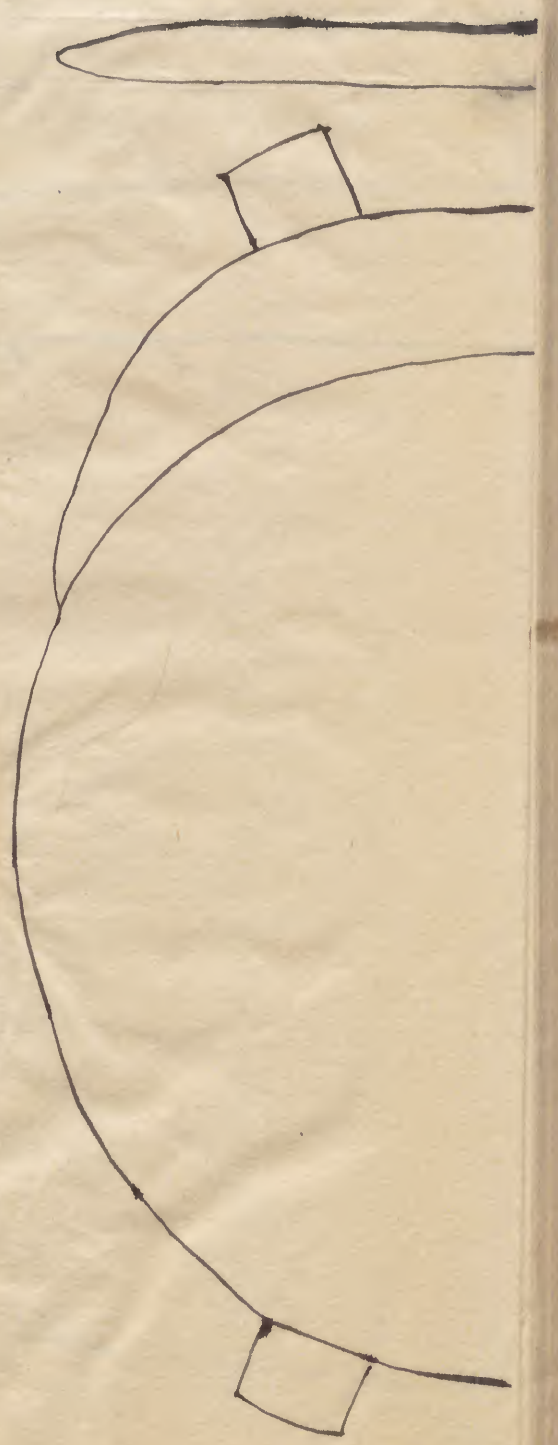

法量物云矢開ゟ上まての寸九三法しさし
とふをく座し騎の勢一尺二寸一尺八寸も用之ひろさ五寸
あつさ一寸二分をしきのうへに八分ゟかしこ木薬
をさめく座し

矢開鳥

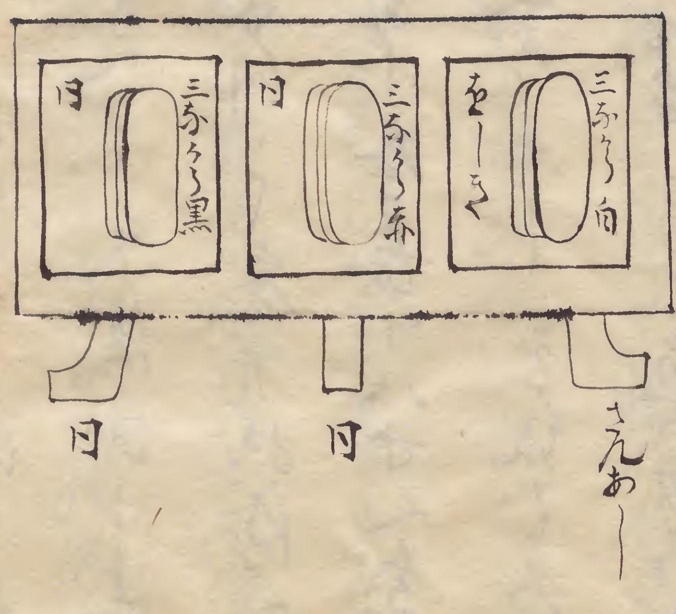

食手座

矢開説云矢開の鳥の事まく先をも内の物を
とりて鳥を少しのこし羽つゐあしなとをよく
さしくへて鳥後あし巻にまきてためて吉
見をもりて庖丁は役人庖丁ある庖しりく
鳥のあり巻長廿八寸之鳥の切様魚板持て出
る役人又庖し鳥残も出式のことくまへて刀
箸やは崋まて魚板乃左の脇に出式のこと
くまへて出庖し手後役人出て射手に次まて

向ひてさて箸刀残とりて先鳥は矢目をみて
そして刀はさきくまて横へとて紀へてと刀残あそてそ
後刀箸を右は手に云と川不先持て左の人まし
遣ひまて矢目を押手しなひて下後箸刀を左
式乃様に取て同刀を意右乃ことくに持て先
鳥残たゝ〔左〕人あし箸是は成て紀を少さり次よ
まして紀を魚箸まて持てき少さりてそく
くまをやりて魚板は左のそり人よせて束

千次に毎方のまはしを存候して左奥
板の魚を組候んよ急ぎて千次に当ての右手に
刀の先をそわしめてやうてくひを二つ
あはりに続きて取りて又奥板の左の通に重
て千次小さの右ほ板取川よくなて存さし
てかさもたは寸は奥板の前通に重ねて
先るは野をとりて左のさし板目のあく
生をもよ切て其まゝを先さきにはくまて

かちは折敷にて射手に投いも左中置し
二寸後庖丁は役人奥板をかるゝ紀之の常て
強るもめも始しも手をとも何事にてきと法く
りてふまはにして庖の折敷にのゝ女つて流
外置し趣るて千人にもを世中をとも云儀存
里るは庖丁略箸小仕事なの切板をしは切
板手人と相存し二寸後るは左の右手をまきこ
くに刀をまかうく右し主極く家やうふして

未定しあり まするを云寸様御祝
の時に行にれ御雛子成定し多識ありける
さし免し候て其後式の御者をもて大草潤し
弟中に矢開にハて東二て雀と中戌也但無て
此方様にてあけ中にてもやなり東の定下同
魚板一膳に候也
又追取云矢開にせられる名の事静学にの二
つなり射人衣知なるる事之也につしより用

やさしき云し子細ハ秘する之又云ふいまるをもせさ
るなる之矢完の目る物の事五分つこれに二て雀な
りなしとも分成ありて手なる様にても通るやゝ
れなのるなる之矢完れ射射手をも賞翫する射を
うれのかのまを一ッ出也之し式ハかりあくともあり
や是なり吉しひて奥いてもとまるうまるの
みを出ス事祝云也秘也定し

勢子餅

吾妻鏡云建久四年五月十六日辛巳冨士野御狩之間将軍家督若君始令射鹿給愛甲三郎季隆本自存物逢故實之上折節候近射追合之間忽有此飲羽云々尤可及優賞之由将軍家以大友左近将監能直内々被感仰季隆云々此後被止今日御狩訖屬晩於其所被祭山神矢口等江間殿令献餅給此餅三色也折敷一枚九置之以黒色餅三置之左方以赤色三置中以白色三居右方其長八寸廣三寸厚一寸也以上三枚折敷如此被調進之狩野介進勢子餅将軍家并若君敷御行騰於藤上令坐給上総介江間殿三浦介以上多以参候此中令獲鹿給之時候而在御眼路之輩中可然射手三人被召出之賜矢口餅所謂一口工藤庄司景光二口愛甲三郎季隆三口曽我太郎祐信等

也梶原源太左衛門尉景季工藤左衛門尉祐経海野小太郎幸氏為餅倍膳持参御前相並而置之先景光依召参進蹲居取白餅置中取赤置右方其後三色各一取重之（黒上赤中白下）置于座左臥木之上是供山神云々次又如元三色重之三口食之（祐中次左廉次右廉）発矢声太微音也次召季隆作法同于景光次餅置様任本体不改之次召出祐信仰云一二口

殊射手賜之三口事可為何様哉者祐信不能申是非則食三口者将軍可被聞召之趣一旦定答申歟就其礼有興之様可有御計之旨依思食備被仰含之処無左右令自由之条頗無念之由被仰云々次三人皆賜鞍馬御直垂等三人又献馬弓野矢行縢沓等於若公次列座衆預盃酒悉垂酔云々次召踏馬勢子輩各賜十字被励列卒云々

又云嘉禎三年七月廿五日庚子北條左親衛督赴藍澤今日始獲鹿即祭箭口餅一口三浦泰村二口小山長村三口下河邊行光云ニ

矢筈餅

光源院殿御元服記云天文十五丙午歳御元服當日十二月十九日中略御所侍二重一對矢筈餅一對持出立也左ヨリ始行松代

持テ出渡之

鷹狩

吾妻鏡文治三年四月廿三日下云周防國在廳官人等言上二箇条為得善末武地頭筑前太郎鰥令横行都乃一郡打開官庫押取所納米狩獵為宗駈責公民堀城郭任自由押妨勸農事中略農業之最中駈集人民而令堀営城郭以鹿狩鷹狩為業更不恐院宣

云ニ
吾妻鏡云寛元三年十一月十日辛丑被停止鷹狩今日普可被觸仰之由被定之石見前司清左衛門尉等奉行之
武雜紀云鷹狩ハ行合ニても危之事の多くて下馬仕るとつ通是ハ鷹狩あらてハあるまいなり
新式目追加神社佛寺條云鷹狩事度々嚴制之処普違犯之由有其聞令露顯之輩者

可被召所領也且不謂敵對之有無地頭御家人相互乾老（危ヵ）申之可有其沙汰云ニ
玉露叢云慶長十九年正月十六日卯刻ニ御鷹狩トシテ東金表ヘ御働座申ノ刻ニ千葉ヘ着御云ニ
元寛日記云寛永八年辛未十二月廿一日忠長卿御鷹狩有リ御物數ナシ御機嫌宜シカラス天曇リ寒〻シテ大ニ寒シ忠長卿

入小寺暫ク御休息時ニ御小濵七之助馬ニ乗御目通一町余リ外ヲ乗テ彼寺ニ来リ則[御]前ニ出ツ忠長卿七之助ヲ呂テ焼火仕ル入キノ由仰付ラル住持ノ僧薪ヲ出ス頃日雷降其薪濡テ燼スシテ薫ル七之助圍爐ニ臨吹ト云ヘ氏火爐[燼]ス時ニ忠長卿御脇指ヲ抜テ其首ヲ圍爐裏内ニ切込ル時ニ歩行目付来テ取納ヘキ由仰付ラル時清水八郎左衛門進ミ出其死骸ヲ掃除ス 下略

小鷹狩

太平記佐渡判官入道流刑条云此比殊ニ時ヲ得テ栄耀人ノ目ヲ驚シケル佐々木佐渡判官入道道誉カ一族若黨共例ノハサラニ風流ヲ盡シテ西郊東山ノ小鷹狩シテ帰リケルカ妙法院ノ御前ヲ打過ル

ニノ三ノ

トテ跡ニサカリタル下部共ニ南庭ノ紅
葉ノ枝ヲソ折セケル云ニ
今川氏康武蔵野紀行云天文十五年仲秋九
日武蔵野を見んとて此年月おもひたちぬるま
まに見んとてあまたのさふらひ小鷹狩してあそふ
人ともみえし狩の装束して馬にのりての
ともなひ鎌倉にまかりてあまたのことを古跡を
なかめ云々

鷹野

応仁略記云かくのごとくして下殺生禁断あるべき
さる程義就鷹狩に出毎りと云所々あまたいたす
まゝ上下より達けむ其外発領職細川之新田
山名家諸記云成頼記云所鷹狩にに成頼
深山鹿かり所々の刀獵鳥所小雉狩中に云々
甲陽軍鑑云人を試のために先甲州の内にても
川よけ普請を命し所々鷹狩なんとありける由

あまた山よ竹本大小のなさと能みなえやうときこそや
まとえろしめされるやうにへてよるあふ

松陰夜話云永禄四年武州松山ノ城主北條安房板橋ト云処ニ鷹野ニ越シ若侍餘多引卒シ逗留シタリケル透ヲ伺ヒ太田三楽三千餘騎ニテ取詰間宮高梨ヲ魁首トシ西北ヲハ明ケ置キ東南ヨリ無理非道ニ乗入

十番狂詩合云鷹野牽犬居鷹出早晨木綿折付贄頭巾遠路獵行曾不労山追立雉野追鶉

安土日記云天正四年十二月十日吉良御鷹野トシテ佐和山御泊云ニ

當代記云慶長十六年正月七日大御所為鷹野ニ遠州ヘ御出今日田中迄出御九日大御所榛原郡鷹野シ給其ヨリ中泉ヘ御出

ナリ十七日大御所自中泉今日駿河ヘ御
帰
駿府記云慶長十六年辛亥九月廿四日今
朝府中近辺御初鷹野依為申日也鴨四羽令撃
給則為御料理之供賜近習衆云ニ
當代記云慶長十六年十月廿六日大御所
為鷹野江戸ヲ出給今日戸田ニ着
又云慶長十七年正月七日大御所遠三尾

可有鷹野トテ今日駿府ヲ御立藤枝ニ一
日逗留シ給九日相良十日横須賀十一日
中泉十二日濱名十二日彼地御逗留十四
日吉田十五日吉良ヘ着給云ニ廿日大御
所岡崎ヘ御越此中於吉良鶴鴈令物數
又云慶長十七年閏十月廿日大御所為鷹
野自江戸御出開東方々鷹野シ給フ鶴鴈
取事無際限中ニモ於忍白鳥ヲ鷹取ノ間

快気し給将軍ハ鴻巣ニテ鷹野し給ハ

鶉野

蜷川親俊記云天文八年九月十日甲辰吉良殿鶉野之御出也九才

又云天文八年九月十一日乙巳吉良殿鶉野より御出十一才

鷹犬引

萬葉集云伊波世野尓秋芽子之努藝馬並
始鷹獵太尓不為哉将別

武雑記云鷹犬引者鷹ニ又餌袋付たる人なり

餌カ

日本政府図書

下馬して居給ハ候人々此是ハ御供人并はいつまでも
女房衆之し

大友興廃記筑後国御返治の條云宗麟公御鷹持をはしめとしあそはし出し給ふ御まへ年同
射所と云軍配と事也

明治五年壬申八月十五日巻附丁附校了　（花押）

明治十二年十月

近藤敦吉
奥田正志 校

明治十一年十月

近藤敦吉
奥田正志 校

国立公文書館
National Archives of Japan